

上富良野町地域情報発信コーナー管理運営要綱

(平成24年8月31日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上富良野町の地域産業情報を発信し、地域産業の振興を図るため、上富良野町地域情報発信コーナー（以下「展示コーナー」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 展示コーナーは、上富良野町役場に設置する。

(管理運営)

第3条 展示コーナーの管理運営は、産業振興課商工観光班が行うものとする。

(利用者の資格)

第4条 展示コーナーを利用できる者は、町内に住所を有し、農業若しくは商工業を営む個人又は法人（以下「展示者」という。）とする。

(展示品の範囲)

第5条 展示コーナーへ展示できる物品は、展示者が作製又は製作した物品等であって、町長が適当と認めたものとする。

(展示期間)

第6条 展示期間は、原則として6か月以内とする。

(利用料)

第7条 展示コーナーの利用料は、無料とする。

(利用方法)

第8条 展示コーナーを利用しようとする者は、町長に上富良野町地域情報発信コーナー展示申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その承認又は不承認を決定した場合は、上富良野町地域情報発信コーナー展示承認(不承認)通知書（別記様式第2号）により通知する。

(利用の不承認)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、展示コーナーの利用を承認しないものとする。

- (1) 展示コーナーの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) その他展示コーナーの設置目的に反すると認められるとき。

(利用の条件)

第10条 展示コーナーの利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 展示品は、展示者の所有に帰属する。
- (2) 町長は、展示コーナーの管理運営上支障があると認める場合には、展示者に対し展示品の撤去、交換等を命ずることができる。
- (3) 展示品の搬入、搬出に要する経費は、展示者の負担とする。

(利用の変更)

第 11 条 展示者は、自己の都合により展示品を撤去、交換等しようとする場合は、町長に上富良野町情報発信コーナー展示品(撤去・交換)承認申請書(別記様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、上富良野町地域情報発信コーナー展示承認(不承認)通知書(別記様式第 2 号)により通知する。

(管理責任)

第 12 条 町長は、展示品の管理について重大な過失がある場合を除き、当該展示品に係る汚損、損傷等についての責任を負わないものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、展示コーナーの管理運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

上富良野町長 様

住所
氏名

上富良野町地域情報発信コーナー展示申請書

上富良野町地域情報発信コーナーへ次のとおり展示したいので、上富良野町地域情報発信コーナー管理運営要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

展示品名	展示期間	摘 要